

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成26年2月25日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 26 年 1 月 29 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

平成 25 年度羽曳野市健康ふれあいの郷事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 25 年度羽曳野市健康ふれあいの郷事業特別会計補正予算( 第 4 号 )

## 平成 25 年度 羽曳野市健康ふれあいの郷事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 25 年度羽曳野市健康ふれあいの郷事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,943 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 179,216 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 26 年 1 月 29 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 第 1 表 歳 入

歳 入

款	項
3 繰入金	
	2 一般会計繰入金
歳 入 合 計	

## 歳 出 予 算 補 正

補正前の額	補正額	計
165,191 <small>千円</small>	△1,943 <small>千円</small>	163,248 <small>千円</small>
118,177	△1,943	116,234
181,159	△1,943	179,216

歳 出

款	項
1 管理費	
	1 管理費
歳 出 合 計	

補正前の額	補正額	計
27,125 <small>千円</small>	△1,943 <small>千円</small>	25,182 <small>千円</small>
27,125	△1,943	25,182
181,159	△1,943	179,216

第 2 表 債 務

事 項
健康ふれあいの郷駐車場整備事業

負 担 行 為

期 間	限 度 額
平成25年度～平成26年度	1,998 千円

1. 総括  
 (歳入) 歳入歳出補正予算

款	補正前の額 A 千円
3 繰入金	165,191
歳入合計	181,159

事項別明細書

補正額 B 千円	計 C (A + B) 千円
△1,943	163,248
△1,943	179,216

2. 歳 入

(款) 3. 繰入金

(項) 2. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	A 千円	B 千円	C(A+B) 千円
1. 一般会計繰入金	118,177	△1,943	116,234
計	118,177	△1,943	116,234

(款) 3. 繰入金

(項) 2. 一般会計繰入金

節		説明
区分	金額 千円	
1. 一般会計繰入金	△1,943	一般会計繰入金更正 千円

3. 歳 出

(款) 1. 管理費

(項) 1. 管理費

目	補正前 A 千円	補正額 B 千円	計 C(A+B) 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(府) 支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
1. 健康ふれあいの郷管理費	27,125	△1,943	25,182	0	0	0	△1,943
計	27,125	△1,943	25,182	0	0	0	△1,943

(款) 1. 管理費

(項) 1. 管理費

節		説明
区分	金額 千円	
15. 工事請負費	△1,943	施設整備費更正 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込額）		当該年度以降の支出予定額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
健康ふれあいの郷 駐車場整備事業	1,998			平成25～26年度	1,998

額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国（府）支出金	地 方 債	そ の 他	
			1,998